

学部生のための研究倫理教育

～レポート・卒論作成に必要な研究倫理～

大学生は、高校生とは違って、単なる「生徒」ではありません。卒業研究、卒業論文作成がカリキュラムのひとつとして課されていることからわかるように、大学生には「研究者」としての側面があります。

近年、その研究者に強く求められているのが「研究倫理」です。京都橘大学では、高等教育を受ける学生の責務として、すべての学部生が研究倫理教育を受けることを義務づけています。



変化を楽しむ人であれ

京都橘大学

I なぜ、研究倫理教育が必要とされるのか？

研究者は資料やデータを注意深く集めて分析し、それらを誠実に考察した結果を世に示すことが当然であると考えられてきました。

しかし、世界的な情報拡散スピードの加速や研究不正に対する社会的関心の深さなどから、多くの研究不正が明らかになってきました。実験データや論文を捏造した STAP 細胞事件や研究者自身が石器を埋め、発掘を自作自演した旧石器捏造事件、企業と癒着して実験結果を改ざんした高血圧治療薬のディオバン事件など、研究倫理に関わる問題が世間を騒がせました。実験や調査に関わるものだけではありません。ある人文科学系の研究者が、存在しない文献をあたかも存在するかのように見せかけて執筆した著書を刊行したことも大きな問題となりました。これらによって、学問あるいは研究に対する信用が失墜してきました。

以上の背景から、研究者としての側面を持つ大学生が、研究倫理教育を受けなければならないという認識が強くなってきています。

II 学生が理解すべき基本的研究倫理事項

1. 卒業研究などを行うもの（研究者）としての誠実な姿勢

研究は、社会とともに、そして社会のためにあるということを念頭に置いて、自らの研究が人類の健康と福祉、社会と文化の発展、また地球環境の持続性にいかに貢献できるのかを真摯に考えて、誠実な姿勢で取り組まなければなりません。卒業研究はもちろん、授業の一端として課されるレポートにおいても同様です。

2. 研究不正行為 (FFP) とは

レポート作成や卒業研究も含めて、研究を行う際に絶対に行ってはならないのが、以下①～③でまとめられる**研究不正行為 (FFP)**です。

①ねつ造 (Fabrication):F

存在しないデータ（資料）、研究結果等を作成すること。

②改ざん (Falsification):F

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

③盗用 (Plagiarism):P

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、用語を、当該研究者の了解、適切な表示（引用）なく流用すること。

研究倫理を知らないがために、何の悪気もなく、ごく当たり前に行っていることが、これらの研究不正行為にあたる場合があります。

3. 「人を対象とする研究」を行う際に理解すべき事項

医学系研究や社会調査など「人を対象とする研究」を行う場合には、上で示した研究不正行為に加え、データの提供者である「研究協力者」への配慮として、以下の点に注意する必要があります。

① インフォームド・コンセントの実施

「インフォームド・コンセント」という用語は、みなさんも一度は耳にしたことがあると思います。医学や医療の世界でよく使用されています（医療者と患者さん）。「人を対象とする研究」の場合には、研究協力者に対し、「研究の概要、研究により受ける利益、不利益などを十分説明した上で、研究に参加するかどうかを自由意思で決めていただく」プロセスのことです。

インフォームド・コンセントは、**十分な説明、自由意思に基づく同意**という3つの要素から成り立ちます。

② プライバシー、個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律では、「生存する個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」などを個人情報と呼んでいます。

卒業研究のための調査、見学や実習などで知り得たそれらの情報を他に漏らすことは個人情報の漏洩にあたり、個人のプライバシーを侵害することにもなります。

Ⅲ レポート作成・卒業研究などで想定される具体例

1. 著作権をはじめとする知的財産権を侵害しないための注意点

レポートを作成したり卒業研究を行ったりする際には、他者が創作したものに対して持つ権利、すなわち、著作権をはじめとする知的財産権を尊重しなければなりません。他者による創造性を含む「表現」を自分のものとして用いることは、著作権の侵害にあたります。

また、他者の意見や研究成果について、正しく引用をせずに、自分の考えであるかのように記載することは盗用（「剽窃（ひょうせつ）」とも言います）にあたります。みなさんが授業で提出するレポートや卒業論文の作成であっても、無断で文章や図表などを「コピー」することは許されません。ルールにしたがって出典を明示する必要があります。表記方法は、学問領域によっても異なりますので、担当教員の指導を受けてください。

2. 調査、実験（データ測定）を行うときの注意点

調査、実験を行う際は、研究協力者に対し、以下の項目について事前に十分に、かつ、明確に説明したうえで了解を得ることが必要です（インフォームド・コンセント）。わかりやすいことばで文書を作って説明しましょう。とくに「人を対象とする研究」の場合には、説明後、同意書を書面でいただくことも必要です。

1) 研究の目的・意義・方法

2) 研究の主体・責任者・連絡先

3) 研究に関する公表の方法

4) 個人情報守秘の厳守、および目的外使用をしないこと

5) 研究への協力を拒否しても、不利益を被ることがないこと

3. 施設を見学したり、利用したりするときの注意点

- 1) 見学や活動参加を依頼する施設の承諾を得てください。活動内容の説明文書や、書面での依頼書が必要な場合もあります。
- 2) 施設運営の邪魔になったり、活動参加の時に危害を及ぼしたりすることがないように、十分に注意を払ってください。
- 3) 写真や動画を撮ったり、録音したりする際は、必ず施設関係者の許可を得てください。また、許可が得られた上で撮られたものであっても、個人が特定されるようなものは、公表するときには十分な配慮が必要であることを認識してください。
- 4) 施設等の見学で、記録や資料などを見せていただく場合、そこで知り得た情報については秘密厳守が絶対条件です。
- 5) 個人情報を含む記録や資料の内容について報告する必要がある場合は、何をどこまで記載してよいかについて、施設関係者に確認してください。

4. 調査票（質問票）を用いた調査を行うときの注意点

- 1) 自分で作成した調査票を使用する場合は、研究協力者の気持ちに配慮した質問文や選択肢を作成してください。
- 2) 既存の調査票を使用する場合は、その調査票に著作権や版権がないかを確認してください。
- 3) 個人情報が含まれることが多いので、取り扱いには十分に注意してください

5. 聞き取り調査を行うときの注意点

- 1) プライバシーの侵害や個人情報の漏洩をしないように、注意を払ってください。
- 2) 質問内容や言葉遣い、表情などが、研究協力者の精神状態や心理機能に悪影響を与える可能性があるため、十分に注意してください。また、質問内容や方法などについては、事前に担当教員の指導を受けてください。

- 3) 聞き取り内容をメモに取ったり、録音・録画したりする場合は、必ず事前に研究協力者の了解を得てください。
- 4) 研究協力者や施設担当者の氏名や役職名、聞き取った内容や提供を受けた資料の内容など、どこまで公開してよいか、必ず調査時に相談し、確認や指示を仰いでください。

これらの研究を行う場合、研究倫理委員会の判断を仰ぐことが必要な場合もあります。必ず担当教員の指導を受けてください。

見学や実習などで知り得た情報を他に漏らしていませんか？
なにげない行動が個人のプライバシーを侵すリスクを持っています。以下のことを行わないよう、注意してください。

× 見学や実習したことを SNS に投稿する

学部生のみなさんには、投稿の良し悪しの判断が難しいと思います。見学や実習のことを投稿するのはやめましょう。

× 見学や実習で知り得た個人情報を家族や友人に話す

家族や友人に「今日、会社見学で人事担当者と個人的に仲良くなったから、LINE を教えるね」「○○さんのお父さん、芸能人の○○やねん。めっちゃカッコ良かったわ」「担当の○○さん、癌やってん。めっちゃショックや」など話しそうですね。この会話には、なんら悪意は感じられませんが、個人情報の漏洩にあたります。見学や実習で知り得た情報（氏名やバックグラウンド、診断名など）は、たとえ、家族や同じ学部の友人であっても漏洩してはいけません。

× 見学や実習の記録を、不特定多数の人が集まる場所で記載する

× パスワードをかけずにデータを保存・管理する

× 名前など個人情報が入ったデータを USB などで持ち歩く